二　次のイからハまでに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる期間継続して検査機関が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であって、当該救命設備を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ・ロ　（略）

ハ　前項第二号に掲げる船舶　令和八年十月一日から当該遊漁船について令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

3　新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる船舶（令和七年四月一日（同項第一号ロに掲げる船舶にあっては令和八年四月一日、同項第二号に掲げる船舶にあっては令和八年十月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、検査機関の指示するところによることができる。

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○国土交通省令第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第八号、第四十八条の三十第一項、第四十八条の三十一及び第四十八条の三十二第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路法施行規則及び特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

道路法施行規則及び特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令の一部を改正する省令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定車両の種類） **第一条**　道路法（以下「法」という。）第二条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。 一～三　（略） 四　道路運送法による特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車 五　道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて行う運送の用に供する自動車 六　道路運送法による自家用有償旅客運送の用に供する自動車 七　道路運送法第七十八条第三号の規定による許可を受けて行う運送の用に供する自動車 八　（略） 九　第一号から第七号までに掲げるもののほか、旅客の運送の用に供する自動車であつて、当該旅客の乗降による道路における交通の混雑を緩和するため停留させることが必要と認められるもの （車両の種類の指定） **第四条の十七**　（略） 2　前項の指定は、当該特定車両停留施設の構造に応じ、車両の幅、重量、高さ又は長さその他の車両に係る事項について必要な限定をして行うことができる。	（特定車両の種類） **第一条**　道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第二条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。 一～三　（略） （新設） （新設） （新設） （新設） 四　（略） （新設） （車両の種類の指定） **第四条の十七**　（略） （新設）